

平成二十年政令第三百八十九号

職員の退職管理に関する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一百六条の二第一項、第三項及び第四項、第一百六条の三第一項、第二項第二号及び第四号並びに第四項、第一百六条の四第一項から第四項まで、第五項第一号、第二号及び第六号、第七項

第一条 国家公務員法（以下「法」という。）

百六条の一(第一項)の政令で定めるものは、一の
営利企業等(同項に規定する営利企業等をい
う。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員
又は発起人その他の法人の設立者をいう。)
議決権(株主総会において決議をすることが
きる事項の全部につき議決権を行使することが
できない株式についての議決権を除き、会社法
(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条
第三項の規定により議決権を有するものとみな
される株式についての議決権を含む。以下同
じ。)の総数の百分の五十を超える数の議決権
を保有する法人をいい、一の営利企業等及びそ
の子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等
の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決
権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人
とみなす。

第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

八十九	国家公務員共済組合連合会
九〇	本州四国連絡高速道路株式会社
九一	日本私立学校振興・共済事業団
九二	軽自動車検査協会
九三	日本下水道事業団
九四	消防団員等公務災害補償等共済基金
九五	企業年金連合会
九六	石炭鉱業年金基金
九七	小型船舶検査機関
九八	高圧ガス保安協会
九九	自動車安全運転センター
一〇〇	放送大学学園
一〇一	日本商工会議所
一〇二	地方職員共済組合
一〇三	警察共済組合
一〇四	中央労働災害防止協会
一〇五	地方公務員災害補償基金
一〇六	預金保険機構
一〇七	危険物保安技術協会
一〇八	中央職業能力開発協会
一〇九	地方公務員共済組合連合会
一一〇	全国市町村職員共済組合連合会
一一一	削除
一一二	日本たばこ産業株式会社
一一三	日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五回号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。第三十条第十九号において同じ。）
一一四	北海道旅客鉄道株式会社
一一五	四国旅客鉄道株式会社
一一六	三十六 公立学校共済組合 削除
一一七	三十七 社会保険診療報酬支払基⾦ 国民年金基金連合会
一一八	三十八 国民年金基金連合会
一一九	三十九 公立学校共済組合 削除
一二〇	四〇 日本中央競馬会
一二一	四一 日本電信電話株式会社等に関する法律 第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社
一二二	四二 日本電信電話株式会社等に関する法律 第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社
一二三	四三 原子力発電環境整備機構
一二四	四四 国立大学法人
一二五	四五 大学共同利用機関法人
一二六	四五六 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
一二七	五〇 日本郵便株式会社
一二八	五一 日本司法支援センター
一二九	五二 削除
一三〇	五三 日本郵便株式会社
一三一	五四 株式会社商工組合中央金庫
一三二	五五 地方競馬全国協会
一三三	五六 農水産業協同組合貯金保険機構
一三四	五七 銀行等保有株式取得機構
一三五	五八 地方公共団体金融機構
一三六	五九 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
一三七	六〇 全国健康保険協会
一三八	六一 株式会社産業革新投資機構
一三九	六二 株式会社地域経済活性化支援機構
一四〇	六三 日本国金機構
一四一	六四 削除
一四二	六五 全国土地改良事業団体連合会
一四三	六六 全国中小企業団体中央会
一四四	六七 全国商工会連合会
一四五	六八 漁業共済組合連合会
一四五六	六九 日本銀行
一四六	七〇 日本弁理士会
一四七	七一 東京地下鉄株式会社
一四八	七二 日本アルコール産業株式会社
一四九	七三 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
一五〇	七四 沖縄科学技術大学院大学院大学学園
一五一	七五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
一五二	七六 株式会社国際協力銀行
一五三	七七 新関西国際空港株式会社
一五四	七八 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
一五五	七九 株式会社民間資金等活用事業推進機構
一五六	八〇 株式会社海外需要開拓支援機構
一五七	八一 地方公共団体情報システム機構
一五八	八二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
一五九	八三 広域の運営推進機関
一六〇	八四 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
一六一	八五 使用済燃料再処理・廃炉推進機構
一六二	八六 外国人技能実習機構
一六三	八七 株式会社日本貿易保険
一六四	八八 農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第八百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。）

第三条

八十九	地方税共同機構
九十一	福島国際研究教育機構
九十二	株式会社脱炭素化支援機構
九十三	金融経済教育推進機構
(退職手当通算予定職員)	脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第四条 法第百六条の三第一項の営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十一条）第二条第三号に規定する許認可等）をいう。（以下同じ。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

二 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十号）第二条第一項に規定する補助金等及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の規定により都道府県が支出する補助金をいう。以下同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

三 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けていることが明らかである営利企業等（当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員にあっては、当該検査等を受ける営利企業等）

四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をする事務当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき 営利企業等

五 行政指導（行政手続法第二条第六号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいて当該不利益処分の名宛人となるべき 営利企業等）

六 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等

七 国、行政執行法人又は都道府県の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として内閣官房令で定めるものを受けた契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（職員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。）当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

八 檢察官又は司法警察職員が職務として行う場合における犯罪の捜査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行に関する事務当該犯罪の捜査を受けている被疑者、当該公訴の提起を受けている被告人又は当該刑の執行を受ける者である営利企業等

（局等組織）

第五条 法第百六条の三第二項第一号の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条第一項に規定する官房若しくは局又は同法第八条の二に規定する施設等機関に準ずる國の部局又は機関として政令で定めるものは、次に掲げる組織

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織

三 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織

四 別表第一の上欄に掲げる府省等に置かれる同表の該府省等の項下欄に掲げるもの

五 法第一百六条の三第二項第二号の行政執行法人の組織として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人国立公文書館

二 独立行政法人統計センター

三 独立行政法人造幣局

四 独立行政法人国立印刷局

五 独立行政法人農林水産消費安全技術センターダー

六 独立行政法人製品評価技術基盤機構

七 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

（意思決定の権限を実質的に有しない官職）

第七条 法第一百六条の三第二項第二号の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものは、國家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第二条第二項各号に掲げる職員以外の職員が就いている官職とする。

（公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第八条 法第一百六条の三第二項第四号の公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。

一 法第一百六条の三第二項第四号の承認（以下「求職の承認」という。）の申請をした職員が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる第四条各号に掲げる事務について、それぞれ職員の行う職務を規律する関係法の規定及びその運用状況に照らして当該職員の裁量の余地が少ないと認められる場合において、当該職員が当該地位に就こうとする場合に当該利害関係企業等が求職の承認の申請をした職員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする当該利害関係企業等又はその法人の地位に就くことを当該職員に依頼している場合において、当該職員が当該地位に就こうとする場合に当該利害関係企業等が当該職員と特に密接な利害関係にある場合として内閣官房令で定める場合を除く。）

三 職員が利害関係企業等を経営する親族からの要請に応じ、当該利害関係企業等又はその要請に応じ、当該利害関係企業等又はその

子法人の地位に就く場合（当該職員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行つている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）その他当該利害関係企業等が当該職員と特に密接な利害関係にある場合として内閣官房令で定める場合を除く。）その他の当該利害関係企業等が当該職員と特に密接な利害関係にある場合として内閣官房令で定める場合を除く。）

四 別表第一の上欄に掲げる府省等に置かれる同表の該府省等の項下欄に掲げるもの

五 法第一百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 再就職者が離職前五年間に国機関若しくは部局（以下「国機関等」という。）であつて別表第二の上欄に掲げるものに属する職員であつた場合（再就職者が離職前五年間に当該国の機関等以外の国機関等に属する職員であつた場合において、当該国機関等が所掌していた事務を同欄に掲げる国機関等において「委員会等」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。

二 職員は、前各号のいずれかの場合に該当したこと理由として求職の承認を得た後、当該場合に該当しなくなつた場合は、直ちに、求職の承認をした再就職等監視委員会（求職の承認の権限が、第十一条の規定により、再就職等監察官（以下「監察官」という。）に委任されている場合にあつては、監察官。次条及び第十条において「委員会等」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。

（求職の承認の手続き）

第九条 求職の承認を得ようとする職員は、内閣官房令で定めるところにより、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書内閣官房令で定める書類を添付して、これを委員会等に提出しなければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 官職

四 当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等の名称

五 当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等の業務内容

六 職務と当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等との関係

七 その他参考となるべき事項

（求職の承認の附帯条件）

第十条 委員会等は、求職の承認の申請があつた場合において、公務の公正性を確保するためには必要があると認めるときは、当該求職の承認に際し必要な条件を付すことができる。

2 委員会等は、前項の規定による条件に違反したときは、求職の承認を取り消すことができる。

（在職していた局等組織に属する役職員に類する者）

第十二条 法第一百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 再就職者が離職前五年間に国機関若しくは部局（以下「国機関等」という。）であつて別表第二の上欄に掲げるものに属する職員であつた場合（再就職者が離職前五年間に当該国の機関等以外の国機関等に属する職員であつた場合において、当該国機関等が所掌していた事務を同欄に掲げる国機関等において「委員会等」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。

二 再就職者が離職前五年間に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）が置かれている場合（当該官房総括整理職等（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている職員）

イ 国家行政組織法第二十一条第四項前段に規定する総括整理する職又は同条第五項前段に規定する総括整理する職

ハ 内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）第六条の二第一項に規定する公文書監理官

二 人事院の事務総局に置かれる総括審議官、審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官又は政策立案参

ホ 内閣府設置法第十七条第八項に規定する総括整理する職又は同法第六十三条第四項前段に規定する総括整理する職ト
ヘ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）
ト 第十五条第四項に規定する総括整理する職ト
ト 公正取引委員会の事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官、政策立案室総括審議官、審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化参事官又は参考官
チ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第三項に規定する総括整理する職
リ デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）第三条第一項に規定する公文書監理官
ヌ 会計検査院の事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官又は審議官
イ 国家行政組織法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十号）による改正前の国家行政組織法（次条第一項第一号及び第十一条第二項第一号において「旧国家行政組織法」という。）第十九条第三項前段に規定する総括整理する職ト
ロ 会計検査院の事務総局に置かれる官房に置かれていたサイバーセキュリティ・情報化参考官
四 再就職者が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合、当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する局等組織（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する役職員又は当該局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職等に就いている職員
（部長又は課長の職に準ずる職）

第十三條 法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に就いては、

職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一　国家行政組織法第十八条第三項に規定する次長、同条第四項に規定する職（各庁に置かれるものに限る。）、同法第二十条第三項に規定する職、同法第二十一条第一項に規定する室長、同条第三項に規定する次長並びに同条第四項及び第五項に規定する職

二　内閣審議官及び内閣参事官並びに内閣官房の内閣総務官室に置かれる公文書監理官

三　内閣法制局参事官（内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた場合を除く。）、内閣法制局設置法施行令第一条の二第二項に規定する室長、同令第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられた内閣法制局事務官、同条第六項に規定する課長並びに司令第六条の二第一項に規定する調査官及び公文書監理官

四　人事院の事務総局に置かれる総括審議官、審議官、公文書監理官、サイバー・セキュリティ情報化審議官、課長及び政策立案参事官並びに人事院の事務総局に置かれていた参事官並びに人事院の事務総局に置かれる各局に置かれ、又は置かれていた職であつて次に掲げるもののうち

イ　職員福祉局に置かれる次長、職員団体審議官、課長及び参事官（職員団体審議官の下に置かれる参事官を含む。）

ロ　人材局に置かれる審議官、試験審議官、課長、首席試験専門官及び参事官（参事官にあつては、平成二十三年四月一日以降に置かれるものに限る。）並びに同局に置かれていた参事官（平成二十年十二月三十日以前に置かれていたものに限る。）

ハ　給与局に置かれる次長、課長及び参事官

ニ　公平審査局に置かれる審議官、課長及び首席審理官

五　内閣府設置法第十七条第五項に規定する課長及び室長（同条第八項及び第十項に規定する職、同法第六十三条第一項に規定する部長及び課長、同条第三項に規定する次長並びに同条第四項に規定する職

六　宮内庁法第十五条第一項に規定する課長及び同条第四項に規定する職

七　公正取引委員会の事務総局に置かれていた審判官及び公正取引委員会の事務総局に置かれた

イ れる官房又は各局に置かれる職であつて次に掲げるもの

イ 官房に置かれる総括審議官、政策立案案総括審議官、審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化参事官及び参事官並びに官房に置かれる課の長

ロ 経済取引局に置かれる部及び課の長

ハ 審査局に置かれる審査管理官、審査長、証務官及び特別審査長並びに同局に置かれる部及び課の長

八 警察法第二十条第三項に規定する部長、同法第二十六条第二項に規定する課長及び室長、同条第三項に規定する職並びに警察庁の長官官房に置かれる首席监察官

九 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第二十五条第一項に規定する審判官

十 デジタル庁組織令第二条第一項に規定する審議官並びに同令第三条第一項に規定する公文書監理官及び参事官

十一 檢事長及び検事正

十二 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第一十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、課長及び室長並びに同条第五項に規定する職

十三 会計検査院の事務総局に置かれる官房又は各局に置かれ、又は置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 官房に置かれる総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、課長、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システム調査官、能力開発官及び技術参事官並びに官房に置かれていたサイバーセキュリティ・情報化参事官及び上席情報処理調査官

ロ 第一局に置かれる課長及び監理官

ハ 第二局、第三局、第四局及び第五局に置かれる課長、上席調査官及び監理官

十四 独立行政法人國立公文書館に置かれる次長、課の長及び統括公文書専門官

十五 独立行政法人統計センターに置かれる経営監査室、部若しくは情報技術センターに置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 総務部、情報システム部及び統計技術・提供部に置かれる部長及び次長

口 統計編成部に置かれたる部長、人口・消費
統計編成調整官、経済統計編成調整官及び
次長並びに同部に置かれていた統計編成
括官

ハ 経営審議室に置かれていた経営審議室長
二 管理部、統計情報・技術部及び統計情報
システム部に置かれていた部長及び次長

ホ 情報技術センターに置かれていた情報技
術センター長

十六 独立行政法人造幣局の本局に置かれる部
の長及び当該部に置かれる次長

十七 独立行政法人国立印刷局の本局に置かれ
る部の長及び参考並びに当該部に置かれる
参考事務官

十八 独立行政法人農林水産消費安全技術セン
ターの本部に置かれる情報システム・セキュ
リティ系統括官並びに有害物質等分析調査統括
チーム及び部の長

十九 独立行政法人製品評価技術基盤機構に置
かれる参与及び技監並びにその本部組織に置
かれる部の長

二十 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機
構の本部に置かれる部の長及び評価・監査役
法第六条の四第二項の国家行政組織法第十二
一条第一項に規定する部長又は課長の職に準
ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三
年一月五日以前の職については、次に掲げるも
のとする。

一 旧国家行政組織法第十七条の二第三項に規
定する次長、同条第四項に規定する職（法律
で国務大臣をもつてその長に充てることと定
められていて所以外の各所に置かれていたもの
に限る。）、旧国家行政組織法第十九条第一
項に規定する部長（宮内庁の部長を除く。）、
課長及び室長、同条第二項に規定する次長並
びに同条第三項に規定する職

二 内閣参考官（中央省庁等改革のための内閣
関係政令等の整備に関する政令（平成十二年
政令第三百三号）第二条の規定による改正前
の内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百
十九号。以下この号及び第十五条第二項第二
号において「旧内閣官房組織令」という。）及
び内閣調査官（旧内閣官房組織令第十二条第

第十四条の規定による改正前の旧大蔵省設置法 (昭和二十四年法律第二百四十四号) 第十八条 第二項、旧金融再生委員会設置法(平成十年 法律第二百三十号)附則第三条の規定による廢止前の金融監督署設置法(平成九年法律第二百一号)第十七条第二項及び中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第二百二号)第一条の規定による改正前の旧金融再生委員会設置法 第二十八条第二項に規定する事務局長	十一 国税不服審判所長 十二 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律第四条第七号の規定による廢止前の農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)第十四条第二項に規定する事務局長 十三 工業技術院長 十四 國土地理院の長及び海難審理事所の長 十五 会計検査院の事務局に置かれていた事務総長、事務局次長及び局長 十六 条 法第一百六条の四第三項の政令で定める國の機関は、平成十三年一月六日以降の機関については、次に掲げるものとする。 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関 (次号 第四号から第十号まで及び第二十二号に掲げる國の機関を除く。) 二 内閣法制局 三 人事院 四 総理府(次号から第十七号までに掲げる國の機関を除く。) 五 公正取引委員会 六 警察庁 七 金融再生委員会 八 宮内庁 九 総務庁 十 行政管理庁 十一 北海道開発庁 十二 防衛庁 十三 経済企画庁 十四 科学技術庁 十五 環境庁 十六 沖縄開発庁 十七 國土庁 十八 法務省 十九 外務省 二十 大蔵省 二十一 文部省 二十二 厚生省 二十三 農林水産省 二十四 通商産業省 二十五 運輸省 二十六 郵政省 二十七 建設省 二十八 労働省 二十九 自治省 三十 会計検査院
---	---

第十五条 法第一百五十九号に掲げる國の機関(局長等としての在職機関)	二十一 環境省 二十二 防衛省 二十三 会計検査院
第十六条 法第一百六条の四第三項の政令で定める國の機関は、平成十三年一月六日以降の機関については、次に掲げるものとする。	二十四 人事院 二十五 総務省 二十六 財務省 二十七 文部科学省 二十八 総務省 二十九 デジタル庁 三十 会計検査院
第十七条 法第一百六条の四第三項の局長等としての在職機関に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が前条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで若しくは第十一号から第二十一号まで又は第二項各号に掲げる國の機関である場	三十一 会計検査院 (局長等としての在職機関に属する役職員に類する者)
第十八条 法第一百六条の四第四項の政令で定める國の機関は、第十六条に定めるものとする。	三十二 環境省 三十三 外務省 三十四 財務省 三十五 文部科学省 三十六 厚生労働省 三十七 農林水産省 三十八 経済産業省 三十九 國土交通省

合における当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる國の機関(当該在職機関であるものを除く。)に属する職員とする。	第一項第一号、第三号、第四号、第六号の承認の権限が、次条の規定により、監察官に委任する者は、在職していった行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。
第一項第一号、第三号、第四号、第六号の承認の権限が、次条の規定により、監察官に委任する者は、在職していった行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していった行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。	第一項第一号、第三号、第四号、第六号の承認の権限が、次条の規定により、監察官に委任する者は、在職していった行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していった行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。

役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。	第一項第一号、第三号、第四号、第六号の承認の権限が、次条の規定により、監察官に委任する者は、在職していった行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していった行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。
(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)	第一項第一号、第三号、第四号、第六号の承認の権限が、次条の規定により、監察官に委任する者は、在職していった行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していった行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。
第二十二条 法第一百六条の四第五項第六号の政令で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とす	第一項第一号、第三号、第四号、第六号の承認の権限が、次条の規定により、監察官に委任する者は、在職していった行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していった行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。
(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)	第一項第一号、第三号、第四号、第六号の承認の権限が、次条の規定により、監察官に委任する者は、在職していった行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していった行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。
第二十三条 法第一百六条の四第六項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を監察官に提出し得る場合の手続	第一項第一号、第三号、第四号、第六号の承認の権限が、次条の規定により、監察官に委任する者は、在職していった行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していった行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。

四 依頼等をした再就職者の氏名	五 前号の再就職者がその地位に就いている當利企業等の名称及び当該當利企業等における當該再就職者の地位
六 依頼等が行われた日時	七 依頼等の内容
七 依頼等の内容	(任命権者への再就職の届出等)
八 再就職予定日	九 再就職先の名称及び連絡先
十 一 再就職先の業務内容	十一 再就職先における地位
十二 再就職先における地位	

十三 官民人材交流センターによる離職後の就職の援助(以下「センターの援助」という。)の有無	十四 センターの援助以外の離職後の就職の援助(最初に職員となつた後に行われたものに限る。以下この号及び第二十九条第三項第十号において「センター以外の援助」といふ。)を行つた者の氏名又は名称及び当該セントラル以外の援助の内容(センター以外の援助がなかつた場合には、その旨)
十五 法第一百六条の二十三第一項の規定による届出をしようとする職員は、内閣官房令で定める様式に従い、任命権者に届出をしなければならない。	十六 法第一百六条の二十三第一項の規定による届出をしようとする職員は、内閣官房令で定める様式に従い、任命権者に届出をしなければならない。
十七 法第一百六条の二十三第一項の規定による届出をした職員は、当該届出に係る第四項第三号及び第六号から第十一号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。	十八 法第一百六条の二十三第一項の規定による届出をした職員は、当該届出に係る第四項第三号及び第六号から第十一号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。
十九 法第一百六条の二十三第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	二十 法第一百六条の二十三第一項の規定による届出をした職員は、当該届出に係る約束が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。
二十一 生年月日	二十二 氏名

二十三 在職中における次に掲げる日のいずれか早い日(以下「約束前の求職開始日」という。)(約束前の求職開始日がなかつた場合には、その旨)	二十四 再就職の約束をした日以前の職員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日(以下「約束前の求職開始日」という。)(約束前の求職開始日がなかつた場合には、その旨)
二十五 最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日	二十六 最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日
二十七 提供を依頼した日	二十八 再就職先に対する情報の提供を依頼した日
二十九 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容(約束前の求職開始日がなかつた場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容)	三十 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容(約束前の求職開始日がなかつた場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容)
三十一 再就職予定日	三十二 再就職先の名称及び連絡先
三十三 再就職先の業務内容	三十四 再就職先における地位

三十五 職務の級七級以上の職員	三十六 職務の級六級以上の職員
三十七 職務の級五級以上の職員	三十八 職務の級八級以上の職員
三十九 給与法別表第三税務職俸給表の職務の級七級以上の職員	四十 給与法別表第四イ公安職俸給表(二)の職務の級八級以上の職員
四十一 給与法別表第四口公安職俸給表(二)の職務の級七級以上の職員	四十二 求職の承認の有無
四十三 給与法別表第五イ海事職俸給表(二)の職務の級六級以上の職員	四十四 センターの援助以外の離職後の就職の援助(最初に職員となつた後に行われたものに限る。以下この号及び第二十九条第三項第十号において「センター以外の援助」といふ。)を行つた者の氏名又は名称及び当該セントラル以外の援助の内容(センター以外の援助がなかつた場合には、その旨)
四十五 法第一百六条の二十四第一項の規定による届出をした者を除く。)の有無	四十六 法第一百六条の二十四第一項の規定による届出をした者を除く。)の有無
四十七 法第一百六条の二十四第一項の規定による届出をした者を除く。)の有無	四十八 法第一百六条の二十四第一項の規定による届出をした者を除く。)の有無
四十九 法第一百六条の二十四第一項の役員その他の地位であつた者(管理職員であつた者の再就職の届出の対象となる地位)における地位に就くことを要求した日	五十 法第一百六条の二十四第一項の役員その他の地位であつた者(管理職員であつた者の再就職の届出の対象となる地位)における地位に就くことを要求した日
五十 再就職予定日	五十一 再就職予定日
五十二 前号に掲げるもののほか、法令の規定により内閣若しくは内閣総理大臣若しくは各省大	五十三 前号に掲げるもののほか、法令の規定により内閣若しくは内閣総理大臣若しくは各省大

十一 求職の承認の有無
十二 センターの援助の有無
十三 センター以外の援助を行つた者の氏名又は名前及び当該センター以外の援助の内容

（内閣総理大臣への事務の手交儀の届出に係る
その旨）

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出は係る)
特殊法人

第三十条 法第百六条の「十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。

三二一
沖縄振興開発金融公庫
株式会社商工組合中央金庫
株式会社日本政策金融公庫

株式会社日本政策投資銀行

七 四国旅客鉄道株式会社
八 首都高速道路株式会社

一九八
首都高速道路株式会社
東京地下鉄株式会社

十一 中日本高速道路株式会社
十一 成田国際空港株式会社

十二
十三 西日本高速道路株式会
日本アルコール産業株

十四 日本貨物鉄道株式会社
十五 中間貯藏・環境安全事業株式会社

十六 日本私立学校振興・共
十七 日本たばこ産業株式会

十八 日本中央競馬会
十九 日本電信電話株式会社

二十一 日本放送協会

日本郵政株式会社

二十三
二十四
二十一
二十二

二十五 本州四国連絡高速道
二十六 輸出入・港湾関連情

二十七 式会社 日本年金機構

二十八
二十九
沖繩科學技術大學院
株式会社国際協力銀

三十一 新関西国際空港株式会
株式会社日本貿易保

三十二 福島國際研究教育機 (内閣總理大臣への事前の再訪)

第三十一条 法第百六条の二十
認可法人

第三条 沿第百八条の二、一四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

三	農水産業協同組合貯金保険機構
四	日本銀行
五	銀行等保有株式取得機構 預金保険機構
六	株式会社産業革新投資機構
七	株式会社地域経済活性化支援機構
八	原子力損害賠償・廃炉等支援機構
九	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
十	株式会社農林漁業成長産業化支援機構
十一	株式会社民間資金等活用事業推進機構
十二	株式会社海外需要開拓支援機構
十三	株式会社海外交通・都市開発事業支援機 構
十四	広域的運営推進機関
十五	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機 構
十六	外国人技能実習機構
十七	株式会社脱炭素化支援機構
十八	金融経済教育推進機構
十九	脱炭素成長型経済構造移行推進機構
	(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る 公益社団法人又は公益財団法人)
第三十二条	法第一百六条の二十四第一項第四号の政令で定める公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という)は、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金(以下この条において「給付金等」という。)のうちに占める第三者へ交付した金額の割合、当該公益法人が国から交付を受けた給付金等の総額が当該公益法人の収入の金額の総額に占める割合、試験、検査、検定その他の行政上の事務の当該公益法人への委託の有無その他の事情を勘案して内閣官房令で定めるものとする。
	(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)
第三十三条	法第一百六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ特別職に属する国家公務員又は地方公務員(以下この号において「特別職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等となつた場合 二 法第六十条の二第一項の規定により職員として採用された場合又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十一条の二第一項の規定により特別職に属する国家公務員と採用された場合

三　国の機関を設置する法律又はこれに基づく命令により当該国の機関に置かれる顧問、参与、参事又はこれらに準ずるもの（離職時に在職していた第十六条第一項（第二十二条号を除く。）に定める國の機関に置かれるものに限る。）として採用された場合

四　営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に從事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（前三号に掲げる場合を除く。）であつて、内閣官房令で定める額以下の報酬を得る場合

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出）

第三十四条 第二十九条第一項の規定は法第百六条の二十四第二項の規定による届出をしようとする管理職員であった者について、第二十九条第三項の規定は法第百六条の二十四第二項の政令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条第三項第七号中「再就職予定日」とあるのは、「再就職日」と読み替えるものとする。

（内閣総理大臣による報告等）

第三十五条 法第一百六条の二十五第一項の規定による報告のうち法第一百六条の二十三第三項の規定による通知に係るものは、当該通知に係る者が離職した時点で当該通知に係る約束が効力を失つていない場合において、当該通知に係る者が離職した時に行うものとする。

2　法第一百六条の二十五第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第一百六条の二十三第三項の規定による通知に係る者　次に掲げる事項

　　イ　氏名

　　ロ　離職時の年齢

　　ハ　離職時の官職

二　約束前の求職開始日（約束前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

　　ホ　再就職の約束をした日

　　ヘ　約束前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかつた場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容）

ト　離職日

　　チ　再就職日又は再就職予定日

　　ヌ　再就職先の名称

　　ヌ　再就職先の業務内容

二 法第一百六条の二十四の規定による届出に係る者 次に掲げる事項

ワ センターの援助の有無

ル 再就職における地位

ヲ 求職の承認の有無

イ 氏名

ロ 離職時の年齢

ニ 離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

ハ 離職時の官職

ト 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容

ヘ 離職日

チ 再就職の名称

リ ルヌ再就職先の業務内容

チ チ再就職先における地位

ル 求職の承認の有無

ヲ センターの援助の有無

（在職機関たる国の機関）

第三十六条 法第一百六条の二十七の政令で定める国機関は、第十六条第一項（第二十二号を除く。）に定めるものとする。

（在職機関による公表事項）

第三十七条 法第一百六条の二十七の規定による公表は、毎会計年度又は事業年度の終了後四月以内に行わなければならない。

2 前項の規定により公表を行う場合における法第一百六条の二十七第二号及び第三号の額は、管理職員の離職した日の翌日の属する年度からその日から二年を経過する日の属する年度までの各年度における総額とする。

（在職機関による公表事項）

第三十八条 法第一百六条の二十七第四号の政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第一百六条の二十三第一項の規定による届出に係る者 次に掲げる事項

イ 離職時の年齢

ロ 離職時の官職

ハ 約束前の求職開始日（約束前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

二 再就職の約束をした日

ホ 約束前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容（約

に規定する事務次官又は同法第二十一一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、第十五条に定めるものとする。
（局長等としての在職機関に属する役職員に類する者）

第四十三条 法第九百九条第十六号の局長等としての在職機関に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、第十七条に定めるものとする。

2 を占める職員を除く。)、臨時の職員及び条件付採用期間中の職員を除く。)であつた者であつて離職後」とし、法第六百六条の「二十四及び第一百十三条第二号の規定の適用については、法第一百六条の二十四第一項中「管理職職員であつた者」とあるのは「管理職員(臨時の職員及び条件付採用期間中の職員を除く。次項において同じ。)であつた者」と、「次項」とあるのは「同項」とする。

次に掲げる者には、非常勤職員等を含まない

第一条 (施行期日)
この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百八号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十年十二月三十一日)から施行する。
(経過措置)

(施行期日)
第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。
(経過措置)
第二条 法第百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人にには、当分の間、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条の規定により国土交通大臣が指定する株式会社を含むものとする。
第三条 第三十二条に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財團法人を含むものとする。
(在職機関たる国の機関)
第四条 改正法附則第六条の政令で定める国機関は、第十六条第一項（第二十号を除く。）に定めるものとする。
(在職機関による公表)
第五条 改正法附則第六条の規定による公表は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後四月以内に行わなければならない。
2 前項の規定により公表を行う場合における改正法附則第六条第二号及び第三号の額は、管理職員の離職した日の翌日の属する年度からその日から三年を経過する日の属する年度までの各年度における額とする。
(在職機関の公表事項)
第六条 改正法附則第六条第四号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 離職時の年齢
二 離職時の官職
三 離職日
四 再就職日
五 再就職先の名称
六 再就職先の業務内容
七 再就職先における地位
八 求職の承認及び就職の援助の承認並びに有利企業への就職の承認を得た日
九 求職の承認及び就職の援助の承認並びに有利企業への就職の承認の理由
(委員長等が任命されるまでの間の経過措置)
第七条 改正法の施行の日から委員会の委員長及び二名以上の委員が最初に任命されて法第十八

1	（施行期日）この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。（罰則に関する経過措置）	2	（施行期日）第三条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則（平成二六年八月二〇日政令第二号）抄（施行期日）この政令は、平成二十六年八月二十九日から施行する。（罰則に関する経過措置）		附 則（平成二六年一二月一九日政令第四号）抄（施行期日）この政令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。（罰則に関する経過措置）
1	この政令は、（第一号に係る部分を除く。）の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	2	（施行期日）この政令は、前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則（平成二六年一二月二四日政令第四号）抄（施行期日）この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。		附 則（平成二六年一二月一九日政令第四号）抄（施行期日）この政令は、公表の日から施行する。
1	（施行期日）この政令は、平成二十七年三月一八日政令第七号）抄（施行期日）この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	1	（施行期日）この政令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。
	附 則（平成二七年三月一八日政令第七号）抄（施行期日）この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	2	（施行期日）この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。（罰則に関する経過措置）
1	（施行期日）この政令は、平成二七年八月二八日政令第三号）抄（施行期日）この政令は、平成二七年九月四日から施行する。	1	（施行期日）この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。（罰則に関する経過措置）
	附 則（平成二七年八月二八日政令第三号）抄（施行期日）この政令は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行の日（平成二十七年九月四日）から施行する。	2	（施行期日）この政令は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十九年三月二十四日）から施行する。（罰則に関する経過措置）
1	（施行期日）この政令は、平成二七年十月一日から施行する。	1	（施行期日）この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）
	附 則（平成二七年一二月二六日政令第二号）抄（施行期日）この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	2	（施行期日）この政令は、平成二九年三月三一日政令第六号）抄（施行期日）この政令は、平成二十八年三月三一日政令第一号）抄（施行期日）この政令は、平成二十八年三月三一日から施行する。（罰則に関する経過措置）
1	（施行期日）この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。（職員の退職管理に関する政令の一部改正に伴う経過措置）	3	（施行期日）この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）
	附 則（平成二七年一二月二六日政令第二号）抄（施行期日）この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。	1	（施行期日）この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）
1	（施行期日）この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。	2	（施行期日）この政令は、平成二十九年六月二三日政令第六号）抄（施行期日）この政令は、平成二十八年三月三一日から施行する。（罰則に関する経過措置）
	附 則（平成二八年九月三〇日政令第三号）抄（施行期日）この政令は、改正法の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。	1	（施行期日）この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、厚生労働省設置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二十九年一〇月二十五日政令第
二六四号)抄
この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年一二月二二日政令第
三一七号)
(施行期日)
(経過措置)

第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

第二条 この政令による改正後の職員の退職管理に関する政令(以下この条において「新令」という。)第二十六条第二項(新令第二十九条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(第四号、第六号、第九号及び第十四号に係る部分に限る。)、第二十九条第三項(第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限り、新令第三十四条において準用する場合を含む。)、第三十五条第二項(第一号ニからヘまで並びに第二号ニ及びホに係る部分に限る。)並びに第三十八条(第一号ヘからホまで並びに第二号ハ及びニに係る部分に限る。)の規定は、この政令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる国家公務員法第二百六条の二十三第一項の規定による届出(施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。)及び同条第二項の規定による届出について適用し、施行日前にされた同法第二百六条の二十三第一項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出並びに施行日前にされた当該届出に係る事項の規定による届出については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「早い日」(一)とあるのは、「早い日」(職員の退職管理制度に関する政令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第三百十七号)の施行の日以後の日)に限る。」とする。

二 施行日前における職員（非常勤職員（国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報を提供を依頼し、又は当該地位に関する情報を提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した国家公務員法第一百六条の二十三第三項に規定する管理職職員（臨時の職員及び条件付採用期間中の職員を除く。第四項において「管理職職員」という。）であつた者（新令第二十九条第三項第四号（新令第三十四条において準用する場合を含む。）施行日前に官民人材交流センターによる離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助（最初に職員となつた後に行われたものに限る。次項において「センター以外の援助」という。）を受けた職員に対する新令第二十六条第四項の規定の適用については、同項第十四号中「後に」とあるのは、「後であつて、かつ、職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十七号）の施行の日以後に」とする。

三 施行日前にセンター以外の援助を受けた管理職職員であつた者に対する新令第二十九条第三項（新令第三十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新令第二十九条第三項第十三号中「センター以外の援助を」とあるのは、「センター以外の援助（職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十七号）の施行の日以後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を」とする。

四 附 則（平成三十一年三月三十日政令第九一号）
この政令は、平成三十年四月一日から施行す
る。

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成三十一年七月一三日政令第二〇八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十年七月十七日から施行する。
第六条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
附 則 (平成三十一年九月二一日政令第二〇五号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第三条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月二十五日）から施行する。
(罰則に関する経過措置)
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成三十一年二月二八日政令第三五八号)
(施行期日)
1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成三十一年三月二九日政令第八一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第四条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成三十一年三月三〇日政令第一三〇号)
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (令和元年一〇月二四日政令第一三六号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。

(職員の退職管理に関する政令及び行政執行法
人の役員の退職管理に関する政令の一部改正に
伴う経過措置)

者が、改正法第一条の規定による改正前の国家

公務員法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により職員として採用さ

れた場合又は改正法第八条の規定による改正前の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定により特別職に属する国家公務員

として採用された場合においては、当該各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用

については、なお従前の例による。

一 管理職職員であつた者 第八条の規定による改正前の職員の退職管理に関する政令第三
一三六第二号

附 則（令和四年六月一六日政令第二二一
十三條第二号）

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部
ハ号

を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

附則（令和四年六月二四日政令第一三八号）抄

1 (施行期日)
この政令は、地球温暖化対策の推進に関する

法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十号）の施行の日（令和四年七月一日）から施

（前略）の如様に、（前略）の如様に、
行する。

二の文令は、令二五三四月一日ハ、施行
號) 阿貞(令和五年三月二三日政令第六一

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月三十日政令第二号）抄

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行
(施行期日)

する。
(罰則に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和五年八月一四日政令第二六
二号）抄

(施行期日) 二〇一〇年三月三十日

第一条 この政令は、新規インフルエンザ対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。

附 則（令和五年一二月二七日政令第三百九十九号）抄	
（施行期日）	第一條 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月十六日）から施行する。
（附 則 号）抄	附 則（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄
（施行期日）	1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。
（附 則 号）抄	附 則（令和六年三月二十五日政令第六二二号）抄
（施行期日）	この政令は、令和六年四月一日から施行する。
（附 則 号）抄	附 則（令和六年三月二九日政令第九八号）抄
（施行期日）	この政令は、令和六年四月一日から施行する。
（附 則 号）抄	附 則（令和六年五月二九日政令第一九八号）抄
（第五条関係）	1 この政令は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行の日（令和六年六月一日）から施行する。
別表第一	（施行期日）
内閣	郵政民営化委員会に置かれる事務局
官房	内閣官房副長官補又は当該職を助ける職に就いている職員で構成される組織
内閣	特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局
内閣	船舶活用医療推進本部に置かれる事務局
内閣	内閣総務官室
内閣	内閣感染症危機管理統括庁
内閣	国家安全保障局
内閣	内閣広報室
内閣	内閣情報調査室
内閣人事局	内閣人事局

公 正 会 員 引 取 事 務 所	警 察 廳	金 融 廳	管 理 廳	省 總 務
京都事務所	警察法第十九条第一項に規定する長官 官房 警察法第十九条第一項に規定する局 官房 警察大学校	管区警察本部 管区警察局 東京都警察情報通信部 北海道警察情報通信部	監督局 証券取引等監視委員会に置かれる事務局 公認会計士・監査審査会に置かれる事務局	こども家庭庁組織令（令和五年政令第二百二十五号）第一条に規定する長官 官房 成育局 支援局 国立児童自立支援施設
事務総局に置かれる官房 事務総局に置かれる地方事務所	監査法第十九条第一項に規定する長官 官房 警察法第十九条第一項に規定する局 官房 警察大学校	科学警察研究所 科学警察研究所	企画市場局	行政不服審査会に置かれる事務局 情報公開・個人情報保護審査会に置かれる事務局 官民競争入札等監理委員会に置かれる事務局 電気通信紛争処理委員会に置かれる事務局 電波監理審議会 政治資金適正化委員会に置かれる事務局 総合通信事務所
消防庁（消防大学校を除く。）	沖縄総合通信事務所 公害等調整委員会に置かれる事務局	管区行政評価局 沖縄行政評価事務所	電波監理審議会 政治資金適正化委員会に置かれる事務局 総合通信事務所	沖縄総合通信事務所 公害等調整委員会に置かれる事務局

省水産林	省労働生	省科学部	省財務	省外務	省法務
最高検察院 高等検察庁 地方検察庁（当該地方検察庁の対応する裁判所の管轄区域内にある区検察庁を含む。）	矯正管区 地方更生保護委員会	出入国在留管理庁（入国者収容所及び地方出入国在留管理局を除く。）	出入国在留管理局	保護観察所 地方法務局	最高検察院 高等検察庁 地方検察庁（当該地方検察庁の対応する裁判所の管轄区域内にある区検察庁を含む。）
都道府県労働局 中央労働委員会に置かれる事務局 北海道農政事務所 林野庁森林管理局 水産庁漁業調整事務所	死因究明等推進本部に置かれる事務局 地方厚生局 文化庁日本芸術院 スボーツ庁 文化庁（日本芸術院を除く。）	沖縄地区税關 国税庁（税務大学校、国税不服審判所、国税局及び沖縄国税事務所を除く。） 國稅厅國稅局 國稅厅沖縄國稅事務所	財務局 税關	在外公館 公安調査局	法務局 地方法務局
林野庁（森林技術総合研修所及び森林管理局を除く。） 林野庁森林管理局 水産庁漁業調整事務所を除く。）	農林水産技術会議に置かれる事務局 地方農政局 北海道農政事務所	農林水産技術会議に置かれる事務局 地方農政局 北海道農政事務所	農林水產	外務	法務

総務省	ども家庭庁 デジタル 金融厅	官	金 融 廳 長 官	金 融 廳 長 官	官	宮内 庁	内閣府本府	人事院	内閣法制局	別表第二 (第十二条、第十四条関係)	院 檢 查 会 計 環 境 省 会 事 院 人 事 院 内閣府本府 宮内 座 公正取引委員会 警察庁 金融厅	電力・ガス取引監視等委員会に置かれ る事務局 経済産業局 産業保安監督事務所 那覇産業保安監督事務所 資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁
-----	----------------------	---	-----------------------	-----------------------	---	---------	-------	-----	-------	-----------------------	--	--

国土交通省		国土交通事務次官 技監	
会計検査院		気象庁長官 気象防災監	
環境省	海上保安庁の次長	気象防災監	気象衛星センター 高層気象観測所
	海上保安本部	気象防災監の次長	気象衛星センター 高層気象観測所
会計検査院の事務総局次長会	議官	海上保安監、海上保安学校、海上保安本部の職員	気象衛星センター 高層気象観測所
会計検査院の事務総局次長会	環境事務次官	海上保安監、海上保安学校、海上保安本部の職員	気象衛星センター 高層気象観測所